

草刈り専用車（1．3 m級）
草刈装置（ハンマーナイフ式）

標 準 仕 様 書

長野市役所
令和7年度

草刈り専用車（１．３ｍ級）草刈装置（ハンマーナイフ式）

概 要

この仕様書は、ロータリ除雪車（１．３ｍ級）に草刈装置（ハンマーナイフ式）を装着し、草刈り作業専用とする構造とし、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、草刈り作業の使用に耐え得る十分な耐久性信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものとする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については発注者と受注者が協議のうえ決定することとする。

１．性 能

走行速度	0～40 km/h
最小回転半径（最外側車輪中心）	4.0 m以内
騒音レベル	85 dB(A)以下
（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	

２．主要諸元

全 長（走行姿勢）	5,500 mm程度
全 幅（除雪装置含む）	1,300 mm程度
全 高（運転室屋根上端まで）	2,470 mm程度
最低地上高（アクスルデフケース下端まで）	210 mm程度
車両総質量（乗車定員２人含む）	6,000 kg 程度

なお、「６．付属装置及び付属品 ６－２ 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

乗車定員	２ 人
------	-----

３．車 体

形 式	車体屈折
機 関	
名 称	ディーゼル機関
形 式	水冷
総排気量	3,000 cc 程度
性 能	

定格出力	60 kW 以上
最大トルク	360 N・m 以上
駆動方式	
形 式	総輪駆動式

4. 草刈装置

4-1 形 式

草刈装置 油圧駆動ハンマーナイフ式 ワンタッチ脱着装置付

4-2 構 造

操作方式は、運転室内の操作レバーにより道路路肩及び法面に合せて草刈作業を行う構造とする。又、除雪装置用油圧ポンプより動力を取り出し、草刈装置の油圧モータを駆動させる構造とする。

4-3 性 能

除草幅 1,400 mm

4-4 付属品

- ・車両の安定保持措置 1 式
(草刈作業時に必要な前輪ダブルタイヤ等の付属品)
- ・標識板(300 × 500 程度) 【草刈中】 1 組
- ・取扱説明書 1 部
- ・部品表 1 部

5. 運転装置

計 器 類

運行記録計 1 式

アワーメーター 1 式

照 明 装 置

前 照 灯 2 灯

前部作業灯 2 灯

黄色灯火 後方(散光式、全幅 550 mm) 1 式

前方(回転式、φ 100 mm) 1 式

6. 付属装置及び付属品

6-1 車両総質量に含むもの

バックブザー 1 式

ウインドウォッシャー(前面、電動式) 1 式

標 識 板(300×575 mm、車体後部取付) 1 式

アンダーミラー(前、後) 各 1 個

床マット 1 式

シートベルト(運転席用、助手席用) 各 1 式

エアコン装置カーヒータ（デフロスタ付）	1 式
6－2 車両総質量に含まないもの	
標準付属工具	1 式
取扱説明書	1 部
部 品 表	1 部
履 歴 簿	1 部

7. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準によるものとする。

表示文字については、発注者との協議により決定するものとする。

8. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

9. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合に、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

10. その他の事項

10-1 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

10-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分含む））に準ずるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に頑固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

10-3 提出図書の言語指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

10-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出について

は、受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は、受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は、発注者の指示を受けるものとする。

10-5 緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、連絡があってから2時間以内に納入機に精通する者を現地に派遣できる体制を納入期までに整えなければならない。